

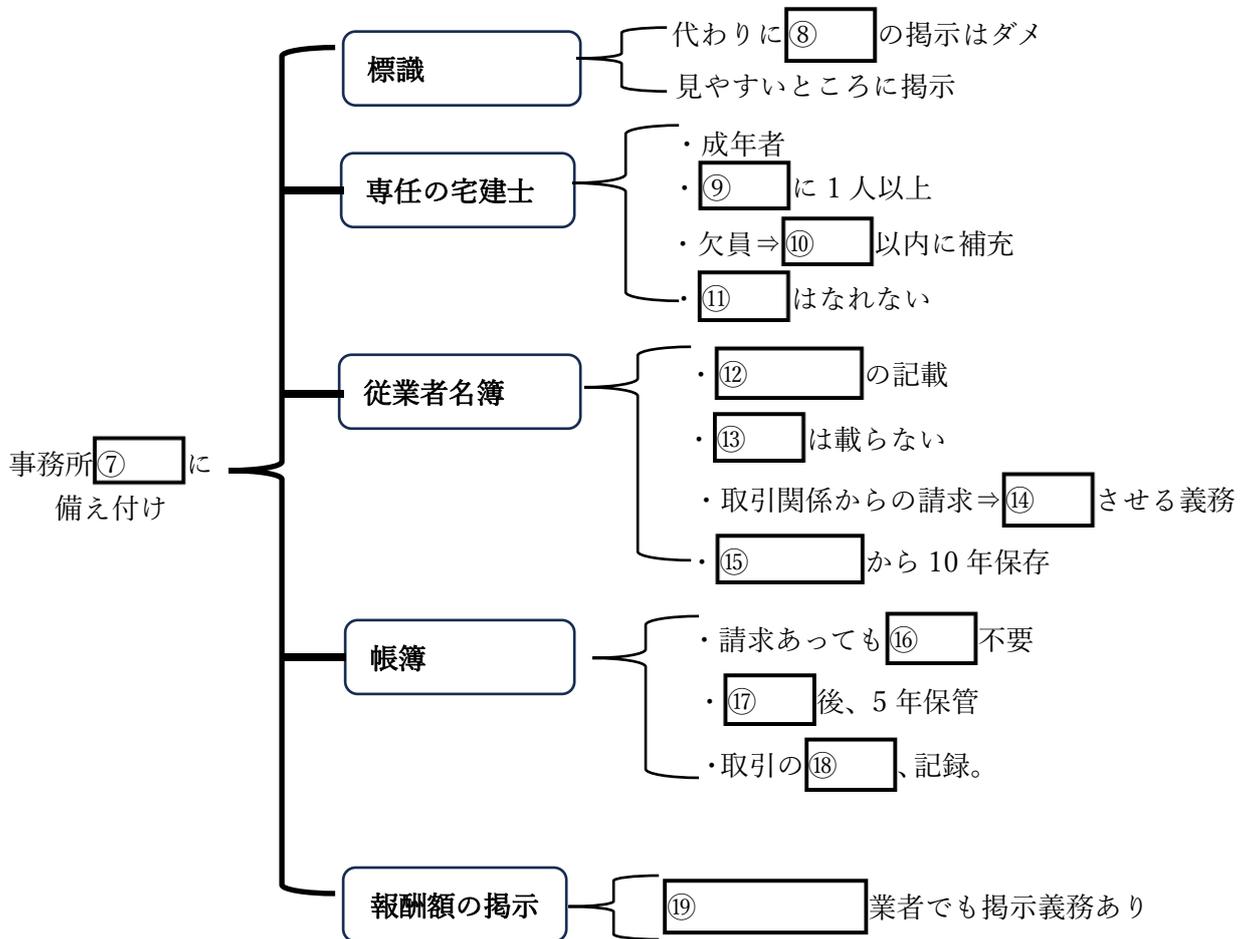
第3章 事務所・案内所

1節 事務所

問1. 宅建業法上、事務所ごとに備えておかなければならないもの5つ挙げよ。

- ・ ①
- ・ 一定数の②である③、
- ・ ④
- ・ ⑤
- ・ ⑥の掲示

問2. 宅建業法の事務所に設置義務があるものの注意点・留意点に関して、以下の空欄を埋めよ。

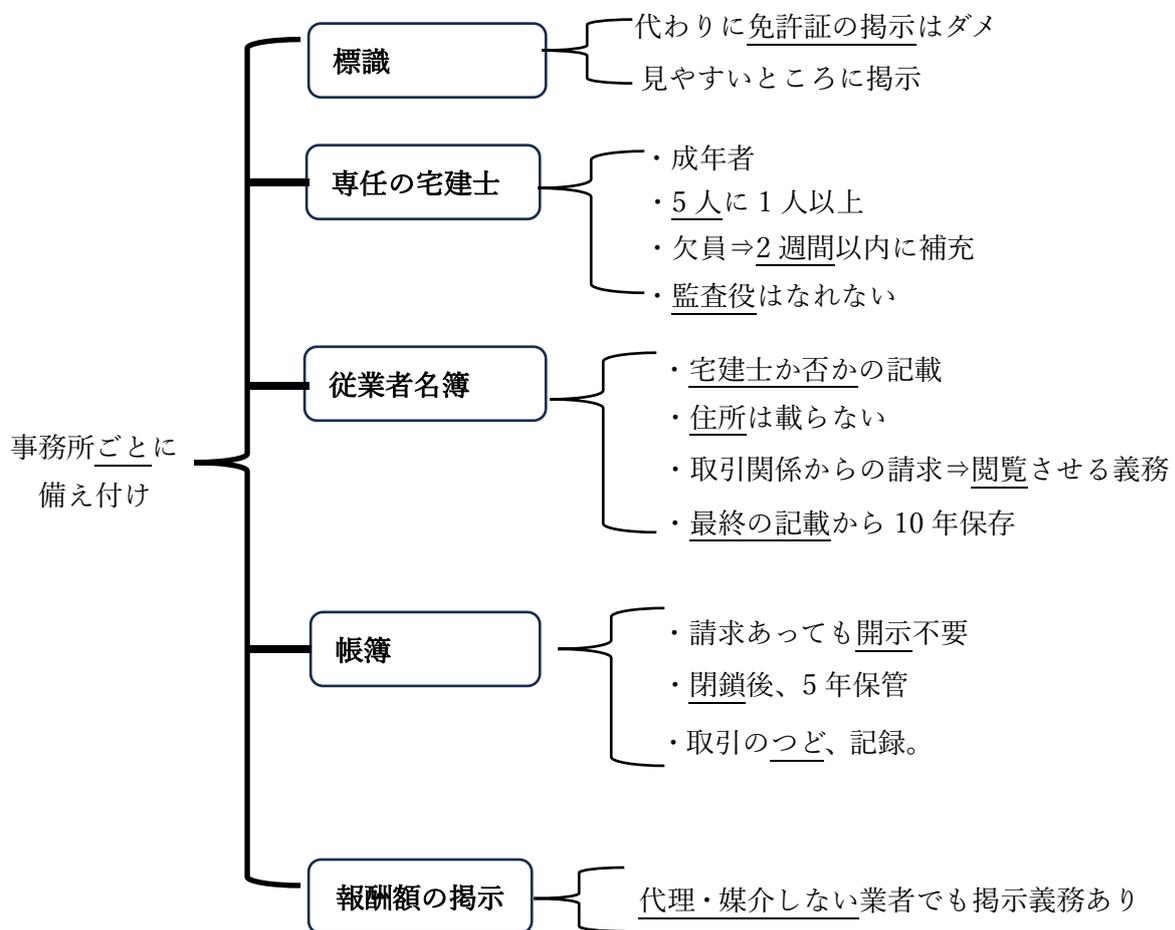


【答え】 1節 事務所

【解答1】 事務所に設置義務があるもの①

- ・ 標識
- ・ 一定数の成年者である専任の宅建士
- ・ 従業者名簿
- ・ 帳簿
- ・ 報酬額の揭示

【解答2】 事務所に設置義務があるもの②

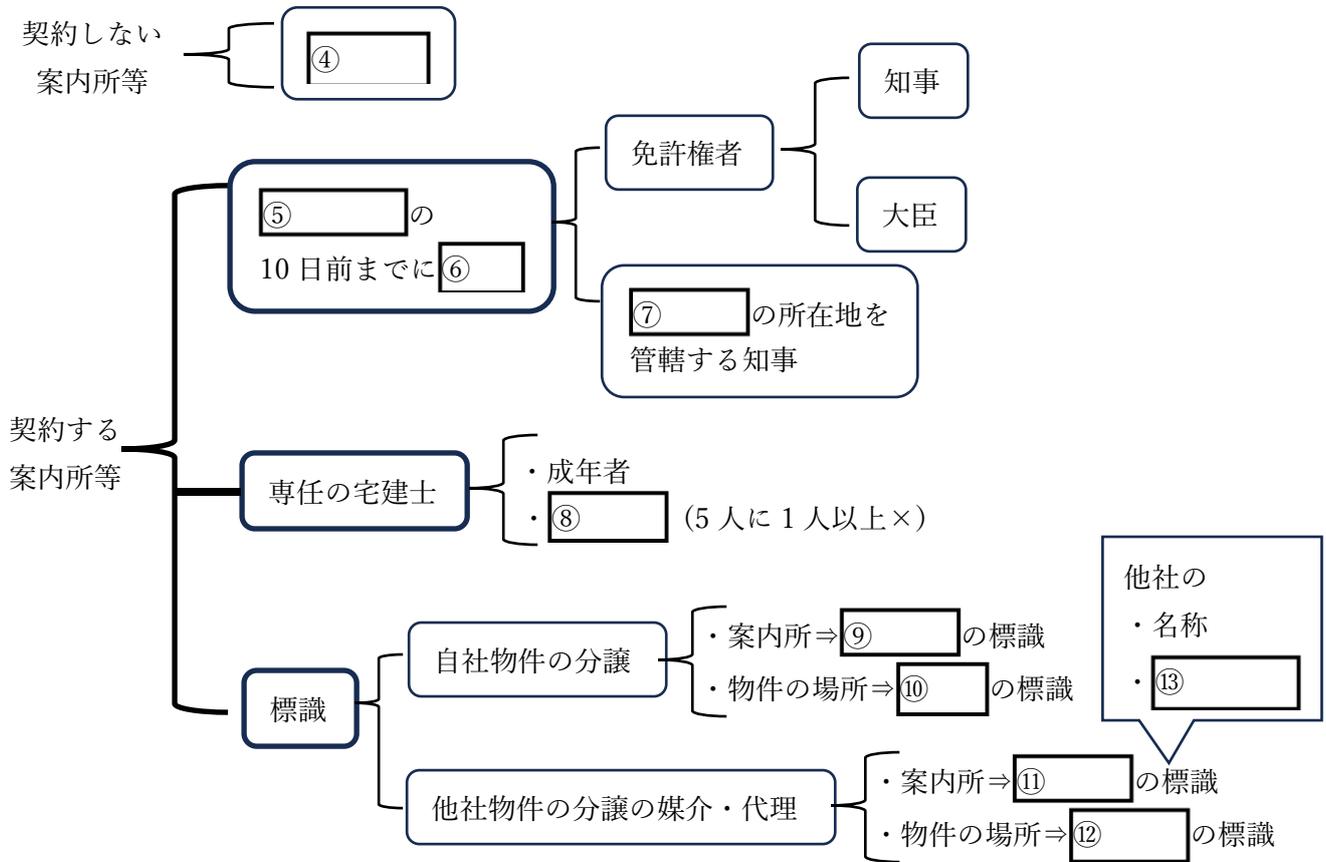


【思い出す】 上の解答を見ずに、以下の説明をせよ。

1. 宅建業の事務所ごとに設置義務があるものを5つ挙げよ。
2. 1の設置義務があるものそれぞれに対して、注意点・留意点を挙げよ。

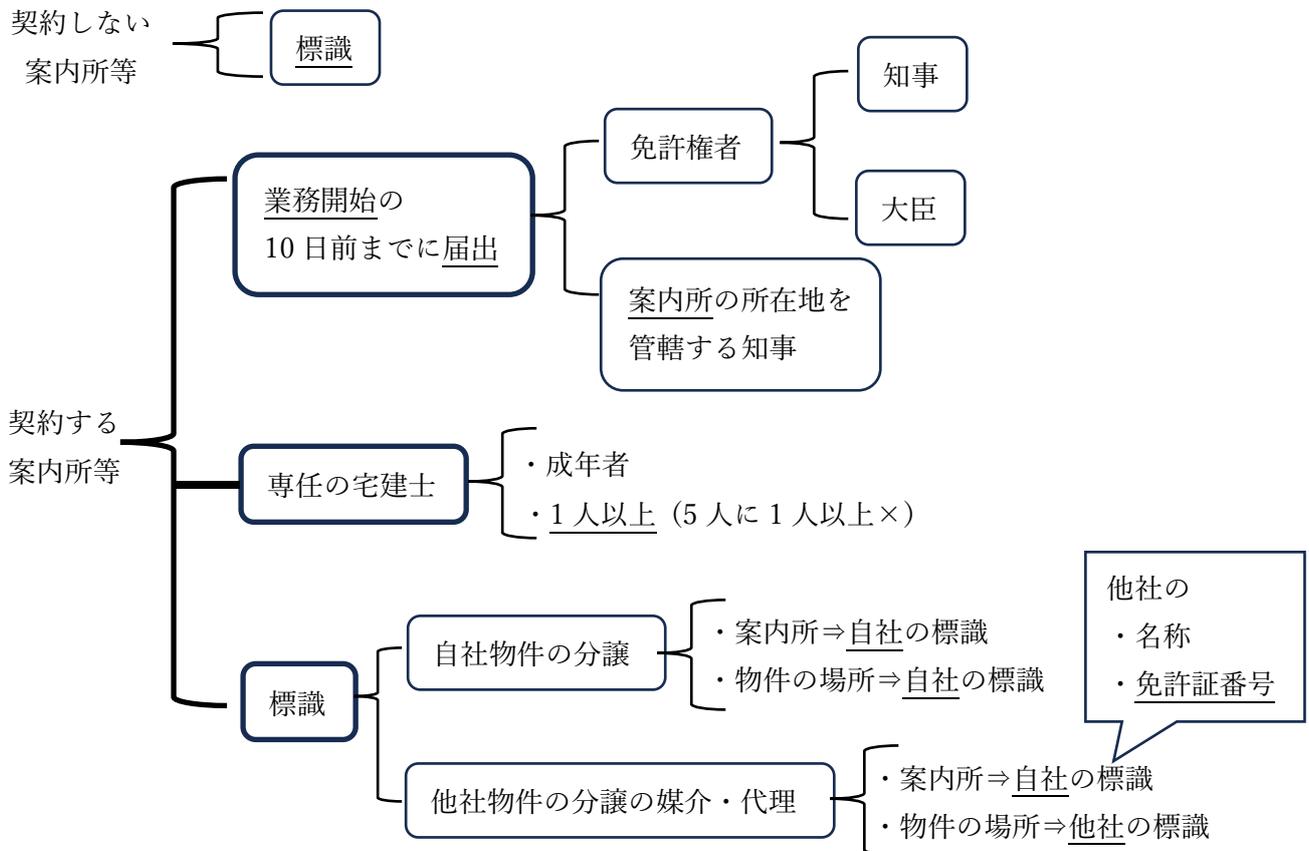
2節 案内所

○ 案内所等に設置不要3つ：① ・ ② ・ ③



【答え】2節 案内所

○ 案内所等に設置不要3つ：従業者名簿・帳簿・報酬額の揭示



【思い出す】上の解答を見ずに、以下の説明をせよ。

1. 契約をする・しないに関わらず、案内所等に設置義務がないもの3つ挙げよ。
2. 契約をする案内所等において、営業を開始する前の手続きを説明せよ。
3. 契約をする案内所等で設置義務のあるものを2つ挙げよ。
4. 契約をする案内所等で標識を設置する場合、自社物件の分譲、他社物件の分譲で、標識の取り扱いがどう変わるか説明せよ。